

4 社会福祉施設の防災対策等について

(4) 災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援が必要となったが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に取組が進まなかったことが大きな教訓となった。

このため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

平成 24 年度及び 25 年度においては、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（民間法人に対する助成）により、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進した。

また、自治体によっては自らが事務局となって取り組む場合もあることを踏まえ、平成 26 年度からはセーフティネット支援対策等事業費補助金へ組み替えて実施をしているところである。

現在までのところ、こうした事業を活用することにより、25 都道府県（平成 26 年 8 月現在。自治体独自の取組みを含む。）においてネットワークの構築に着手している状況であるが、依然として未着手の自治体があるため、平成 27 年度も生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を予定しているところである。未着手の府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO 法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1 / 2相当）
- 事業内容：
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

また、国においても災害福祉広域支援ネットワークの全国展開に向けて、すでに先行して実施している都道府県ネットワーク本部事務局及び都道府県との情報交換会の実施などを、引き続き行っていく予定である。このような対応を通じて、災害福祉広域支援ネットワークづくりのために必要な情報を今後も積極的に提供していくので、活用していただきたい。